

藤岡市社会福祉協議会小口生活資金貸付規程

(目的)

第1条 この規程は、藤岡市内に在住する世帯であって、一時的に生活困難に陥った世帯に対して、予算の範囲内での資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、生活の安定を図ることを目的とする。

(貸付けの対象者)

第2条 本資金の貸付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に引き続き3箇月以上居住し、本資金を利用していない者
 - (2) 藤岡市社会福祉協議会小口生活資金又は群馬県生活福祉資金を滞納していない者
 - (3) 返済が可能と認められる者
- 2 前項第2号に該当し、かつ、別に定める藤岡市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が認める者については、同項第1号及び第3号の規定は適用しない。

(貸付額)

第3条 本資金の貸付限度額は、1世帯50,000円以内とする。

- 2 前条第2項の会長が認める者については、貸付限度額を1世帯20,000円以内とする。

(利息)

第4条 本資金の貸付利息は無利息とする。

(貸付期間)

第5条 本資金の貸付期間は据置期間（1箇月）を含め最長7箇月とする。

(借入手続)

第6条 借入申込者は次の書類を会長に提出するものとする。

- (1) 小口生活資金借入申込書
- (2) 小口生活資金借用書
- (3) 小口生活資金貸付調査意見書
- (4) 確認書類
 - ア 借入申込者確認書類（別表のうちいずれか一つを添付）
 - イ 連帯保証人確認書類（別表のうちいずれか一つを添付。第2条第2項の会長が認める者に該当する場合は不要）

(連帯保証人)

第7条 連帯保証人については、次に定めるところによる。

- (1) 連帯保証人は、65歳未満の者で、収入が安定し、借受人と別世帯で藤岡市内に3箇月以上居住する者とする。
- (2) 前号に該当する者がいない場合は、2名以上の保証人をたてるものとする。

- (3) 連帯保証人は、借受人が負担する一切の債務について、借受人と連帯して保証債務を負い、その履行については、この規程に従うものとする。
- (4) 民生委員は連帯保証人となることができないものとする。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者については、連帯保証人を省略することができる。
- (1) 借入申込者が生活保護受給申請中の者で、福祉事務所長の意見書が添付された者
- (2) 第2条第2項の会長が認める者に該当し、貸付けの必要性が高いと認められる者

(返還)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに貸付金を返還しなければならない。

- (1) この資金の貸付けを受けた者が、市外へ転出しようとするとき。
- (2) 貸付金を転貸したとき。
- (3) 借用申込書に虚偽の記載があったとき。
- (4) この貸付けの目的に反する行為があったとき。

(届出事項の変更)

第9条 借受人及び連帯保証人に氏名、住所又はその他届出事項に変更があったときは、直ちに変更届出書によって届出をするものとする。

(期限の利益の喪失)

第10条 住所変更の届出を怠るなど、借受人及び連帯保証人が責任を負わなければならない事由によって、社会福祉協議会に所在が不明となったときは、通知催告等がなくても一切の債務について期限の利益を失い、直に債務を弁済するものとする。

(財源)

第11条 生活保護申請のあった借受人に対する貸付財源の損失補填については、藤岡市と協議のうえ別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成12年9月1日から施行する。

附 則

この規程は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成20年9月1日から施行する。

附 則

この規程は平成21年2月1日から施行する。

附 則

この規定は平成21年3月9日から施行する。

附 則

この規定は平成21年7月1日から施行する。

附 則

この規程は平成27年11月1日から施行する。

別表（第6条関係）

	種 類	必要な面（ページ）	備 考
1	運転免許証 （原本のコピー）	① 表面 ② 裏面	表面の記載変更がない場合は、裏面は不要
2	各種健康保険証 （原本のコピー）	① 氏名記載面 ② 住所記載面 ③ 生年月日記載面	扶養者の場合は、ご自身が載っている面も必要
3	パスポート （原本のコピー）	① 顔写真入りのページ ② 所持人記入欄	氏名変更がある場合は「追記」ページも必要
4	住民票の写し （原本又はコピー）	①表面	交付後6箇月以内のもの
5	印鑑証明書 （原本又はコピー）	①表面	交付後6箇月以内のもの
6	外国人登録原票記載 事項証明 （原本又はコピー）	①表面	交付後6箇月以内のもの ※カード型「外国人登録証明書」ではありません
7	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者手帳 （原本のコピー）	① 氏名記載面 ② 住所記載面 ③ 生年月日記載面	有効期限があるものは、有効期限内のもの
8	その他官公庁から発行された書類 （原本又はコピー）	① 氏名記載面（ページ） ② 住所記載面（ページ） ③ 生年月日記載面（ページ）	住所の記載がない場合は公共料金の請求書又は領収書又は口座振替のお知らせのいずれか1つ

小口生活資金借用書

年 月 日

藤岡市社会福祉協議会会長 様

借受人 住所
.....
氏名 ⑩
.....

連帯保証人 住所
.....
氏名 ⑩
.....

連帯保証人 住所
.....
氏名 ⑩
.....

借用金 金 円也

1. 借用期間 年 月 日から
年 月 日まで

2. 償還方法 I. 一括返済 年 月 日までに一括返済いたします。

II. 分割返済 下記のとおり、分割返済いたします。

	返済年月日	返済金額
第1回目	年 月 日	円
第2回目	年 月 日	円
第3回目	年 月 日	円
第4回目	年 月 日	円
第5回目	年 月 日	円
第6回目	年 月 日	円

小口生活資金として上記の金額を借用いたしました。ついては、本借用書記載のとおり、貴会の指示に従って下記のとおり相違なく返済いたします。

万一借受人において、返済できないときは、連帯保証人が代わって返済します。

小口生活資金借入申込書

申込金額	円	希望日	年	月	日		
返済方法	一括・分割(回)	据置期間	年	月	日まで		
借入申込者	フリガナ	返済期日	年	月	日		
	氏名	印	生年月日	M・T・S・H	年 月 日(歳)		
	フリガナ	電話番号					
	現住所	〒 -		()			
	職業	勤務先の名称					
所在地							
電話番号		()					
世帯の状況と収入	氏名	続柄	年齢	健否	職業	勤務先/学校名・学年	月収
	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	7						
連帯保証人	フリガナ	生年月日		M・T・S・H	年 月 日(歳)		
	氏名	電話番号		()			
	フリガナ	現住所	職業	月収	申請者との関係		
	勤務先の名称	所在地	TEL ()				
	フリガナ	生年月日		M・T・S・H	年 月 日(歳)		
	氏名	電話番号		()			
	フリガナ	現住所	職業	月収	申請者との関係		
	勤務先の名称	所在地	TEL ()				

借入理由	
資金の用途	小口生活資金 総額 円
	に 円
	に 円
	に 円
	に 円
	に 円
上記のとおり小口生活資金を借入letak申込みます。	
年 月 日	
借入申込者 ⑩	
上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。	
年 月 日	
連帯保証人 ⑩	
年 月 日	
連帯保証人 ⑩	
藤岡市社会福祉協議会会長様	

小口生活資金貸付調査意見書

担当民生委員調査意見	申請者住所	1. 申請どおり 2. 留意点 ()
	申請者の健康	1. 健 2. 否 ()
	家庭構成	1. 申請どおり 2. 留意点 ()
	公的扶助	1. 有 () 2. 無
	他機関の援助	1. 有 () 2. 無
	貸付けを受ける理由	1. 申請どおり 2. 留意点 ()
	資産の状況	【土地】 1. 有 2. 無 【建物】 1. 有 2. 無
	償還の有無	1. 有 2. 無
	連帯保証人	1. 申請どおり 2. 留意点 ()
	総合意見	
住所		フリガナ 氏名 ⑩
社協調査者意見	総合意見	
	調査年月日 年 月 日 調査職員氏名 ⑩	

小口生活資金借入申込者意見書

藤岡市社会福祉協議会小口生活資金貸付規程第7条第2項の規程により、福祉事務所長への生活保護申請状況調査について同意いたします。

借入 申込者	住所	
	氏名	⑩

上記借入申込者についての意見を求めます。

年 月 日

藤岡市社会福祉協議会長

⑩

藤岡市福祉事務所長 様

上記借入申込者についての次のとおり意見を申し添えます。

年 月 日

藤岡市福祉事務所長

⑩

藤岡市社会福祉協議会長 様

1. 生活保護受給申請状況

申請中

・

未申請

2. 生活保護受給申請理由及び意見（世帯に対する貸付が適切かどうか、また貸付けによる自立更正の見込等など）

変更届出書

変更項目	住所・電話番号・氏名・その他（ ）
変更前	
変更後	
変更年月日	年 月 日
上記のとおり変更いたしましたので、確認書類を添えてお届けします。	
年 月 日	
藤岡市社会福祉協議会	
会 長 様	
借 受 人	住 所
	氏 名 ㊞
連帯保証人	住 所
	氏 名 ㊞
連帯保証人	住 所
	氏 名 ㊞

※変更内容を確認できる書類を添付ください。